

令和8年度
漁場生産力・水産多面的
機能強化対策
運営に関する講習会

R8.5.21時点版

平成13年 「水産基本法」制定

平成13年6月に従来の沿岸漁業等振興法に替わって制定された水産基本法の基本理念である水産業の健全な発展に関する施策の一つとして、「多面的機能に関する施策の充実」が掲げられる。

平成13～14年 水産業及び漁村の多面的機能に関する調査・評価を実施

平成15～16年 日本学術会議による水産業・漁村の多面的機能の役割提示

(①食料・資源を供給する役割、②自然環境を保全する役割、③地域社会を形成し維持する役割、④国民の生命財産を保全する役割、⑤居住や交流などの「場」を提供する役割)

平成21～24年 「環境・生態系保全対策事業」の実施

日本学術会議の答申「②自然環境を保全する役割」を踏まえ、事業を創設

(支援内容) 計画づくり、藻場・干潟(浅場)・ヨシ帯・サンゴ礁の保全活動、モニタリング

平成25年～ 「水産多面的機能発揮対策事業」の実施

平成24年に制定された水産基本計画において、多面的機能の発揮の促進のため、幅広い分野を総合的に支援することが明記されたことを踏まえ、日本学術会議の答申「②自然環境を保全する役割」、「④国民の生命財産を保全する役割」、「⑤居住や交流などの「場」を提供する役割」の3本柱に対して支援する事業を創設

令和7年～ 「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」に組み換え

第3期計画(R3～7)を前倒して第4期計画をスタート。優先採択要件(藻場・干潟ビジョン等)の追加、PDCAサイクルによる活動の実効性の確保(自己評価表の見直し)。

漁場生産力・水産多面的機能強化対策（概要）

【事業の目的】

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担っている。

漁業者等が行う**多面的機能の効果的・効率的な強化に資する地域の活動**を支援することにより、水産業及び漁村の活性化を図る。

【事業の概要】

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援

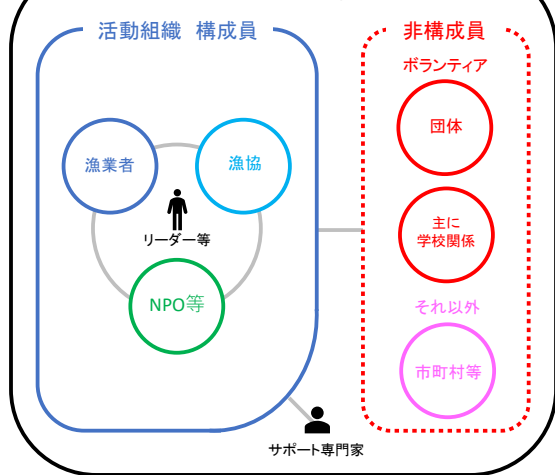
1. 環境・生態系保全：藻場・干潟等の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流・漂着物の回収・処理等
2. 海の安全確保：海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワークの強化及び海難救助等

活動の計画

- ・漁業者とそれ以外の者で組織する活動組織の構築
- ・地域において活動するための現状（例：藻場等の減少要因）を把握
- ・活動計画を策定（活動エリア、スケジュール等）

計画に基づき活動

水産多面的機能発揮対策



活動の実施

- ・活動計画に基づき、活動を実施
- ・活動の**記録を残す**

事業の効果・検証

- ・モニタリングによる効果の把握（生物量の増加の確認、又は監視活動の定期的・早期対応の有効性の確認）

・水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮・強化
・漁場再生による水産資源の生産力の向上
・大規模災害における早期の操業再開に貢献へとつなげる

次回の活動のための課題の整理

活動の見直し・改善

- ・必要に応じ、計画の見直し
- ・次回の活動の方針決定



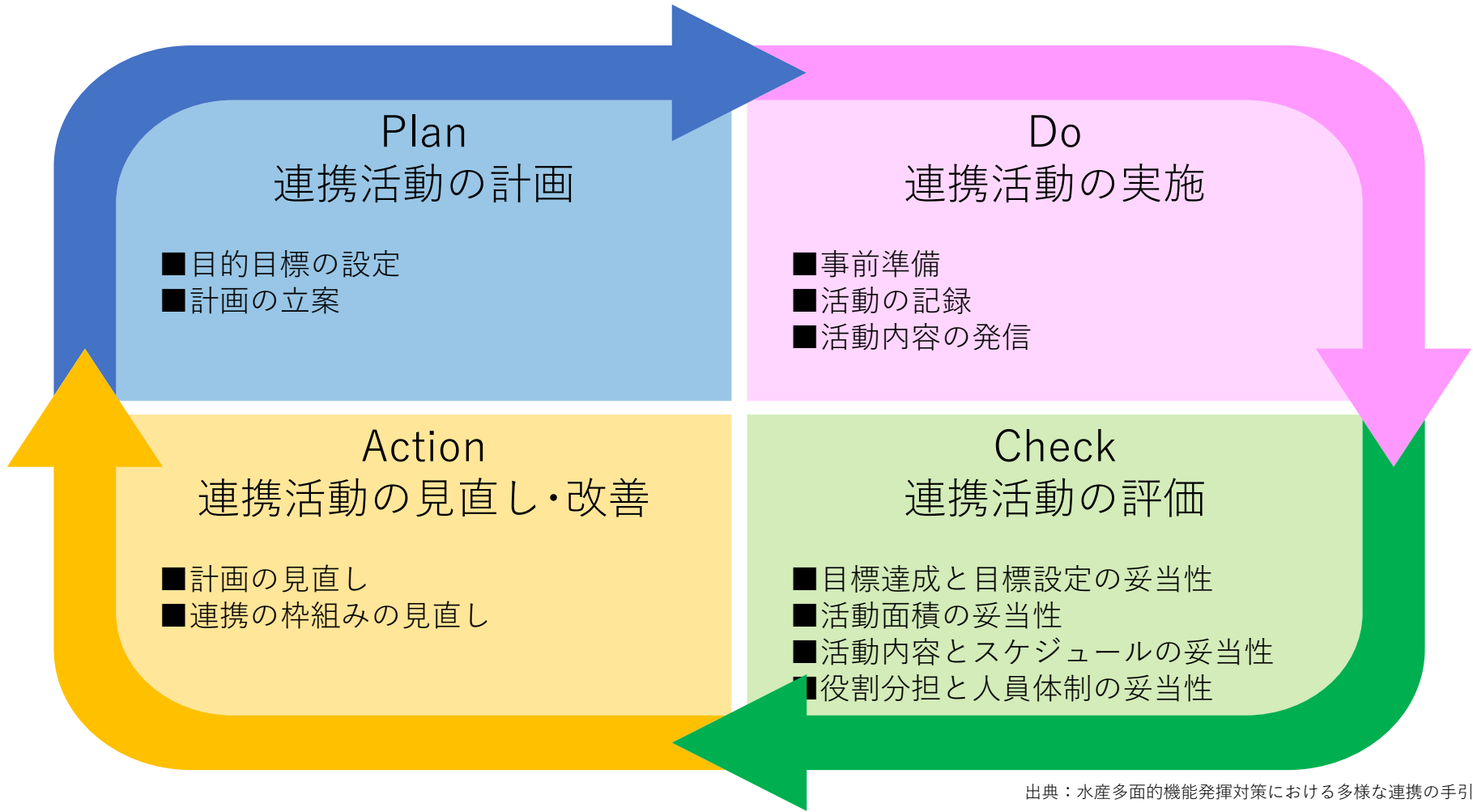
必要に応じあらゆる場面でサポート専門家が技術的なサポート

PDCAサイクルとは

PDCAは、Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の4つのステップで構成されています。

それを回すことをPDCAサイクルと呼んでおり、目標を達成させることができるマネジメント手法です。

PDCAサイクルを回すために、年間の活動スケジュールにPDCAのそれぞれの内容を組み込み、適宜、サポート専門家などに協力してもらいながら進めることが大切です。



漁場生産力・水産多面的機能強化対策（概要）

【事業の目的】

水産業・漁村は、国民に安全で新鮮な水産物を安定的に提供する役割に加え、国民の生命・財産の保全、保健休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担っている。

漁業者等が行う多面的機能の効果的・効率的な発揮に資する地域の活動を支援することにより、水産業及び漁村の活性化を図る。

【事業の概要】

漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援

1. 環境・生態系保全：藻場・干潟等の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流・漂着物の回収・処理等
2. 海の安全確保：海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワークの強化及び海難救助等

活動の計画（P）

- ・協定書（規約・構成員一覧）
- ・活動計画書（位置図・年次計画）

（留意事項：協定面積）

- ・協定区域が過大なものになっていないか
- ・活動区域と整合しているか
- ・活動に関係がない区域が含まれていないか
- ・モニタリング定点は協定区域内に設定されているか
- ・各海域で策定されている「藻場・干潟ビジョン」と整合しているか

活動の実施（D）

- ・活動記録（写真等）
- ・金銭出納簿（領収書等）
- ・モニタリング結果整理表

（留意事項：モニタリング）

- ・実施時は、「モニタリングの手引き」、「実効性のある藻場モニタリングの手引き」を参照すること

事業の効果・検証（C）

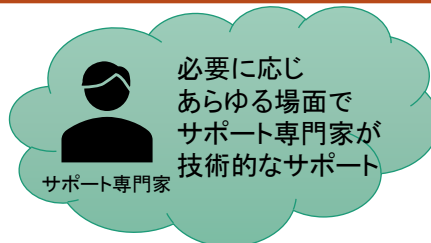
- ・自己評価表

（留意事項）

- ・活動の効果・検証を自己評価すること
- ・効果が発揮されていない場合、「モニタリングの手引き」「磯焼けガイドライン」等をもとに活動の見直しを検討
- ・必要に応じて、サポート専門家や都道府県の研究機関等に技術的な助言をもらうこと

活動の見直し・改善（A）

- ・自己評価表
（PDCAサイクルに基づく記載欄）
- ・事業評価（2次評価）



1 活動実施の要件を追加

「環境・生態系保全」の活動を実施する場合、活動の質を確保するため、以下の要件のうち2つ以上を満たすことが必要。

要件

- (1) **3年以上にわたって**環境・生態系保全活動を実施していること。
 - (2) 従来の活動から、活動水域における生物量の減少等の要因を分析し、**効果的な取組を2つ以上実施**していること。
新規の活動組織の場合は上述の取組を複数実施する計画であること。
 - (3) **PDCAサイクルの実施に当たって、サポート専門家若しくは学識経験者、または、環境・生態系保全活動に精通している都道府県職員若しくは市町村職員のいずれかの協力を得ている**こと。
新規の活動組織の場合は協力を得る計画であること。
- (要綱等の運用 別表2※1 従来の※1を※2とし、※1に新規記載)

注1：(2)の「効果的な取組」について、モニタリングは含まない。

注2：(3)の「環境・生態系保全活動に精通」について、協議会が判断。

注3：(3)の「協力」について、PDCAサイクルの各段階(P、D、C、A)の1つ以上の段階における助言、指導、内容確認、打合せの参加等を得ている。

2 活動実施の要件追加に伴う活動内容の細分化

(1) 内水面の活動内容

活動内容 変更前:「河川や湖沼内の水草等の駆除や清掃等の活動」

変更後:「水草等の除去」

「清掃活動」

(要綱等の運用 別表1活動項目⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善の活動内容の記載を変更)

(2) 漂流、漂着物、堆積物処理の活動内容

活動内容 変更前:「漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物処理」

変更後:「漂流物の回収・処理」

「漂着物の回収・処理」

「堆積物の回収・処理」

(要綱等の運用 別表1 活動項目⑦ 海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理の活動内容の記載を変更)

注1: 堆積物とは、海底に堆積した廃棄物

注2: 漂流物、漂着物、堆積物について、所有者や原因者が特定できないもの。

3 補助対象の拡充等

(1) 内水面における「耕うん」メニューの追加

活動内容 変更前:「河川や湖沼内の水草等の駆除や清掃等の活動」

変更後:「水草等の除去」「清掃活動」「耕うん」(「水草等の除去」「清掃活動」は再掲)

(要綱等の運用 別表1活動項目⑥ 環境保全に大きな影響を及ぼす内水面の生態系の維持・保全・改善の活動内容の記載を変更)

注: 耕うんには産卵床の整備は含まない。

3 補助対象の拡充等(続き)

(2) 保護水面区域における取組推進のため、保護水面区域における活動と一体となった保全活動の支援(新たな優先採択の設定)

優先採択要件に「**水産資源保護法に基づく保護水面区域における活動と本事業における環境・生態系保全活動を一体的に実施している**」を追加

(要綱等の運用別表2※4 に(7)を追加)

注:「一体的に実施」について、保護水面区域を含む海域内を協定区域とし、当該区域内において、都道府県による種苗放流や密猟監視、水産動植物の生育環境調査等の取組と連携して活動組織が保全活動を行うもの、を原則とする。

4 栄養塩供給を目的とした取組促進のための実効性確保

栄養塩の供給を目的とした施肥や耕うんについて、都道府県による栄養塩類のモニタリングによる効果把握を要件化

追加内容: 栄養塩類の供給を目的とした活動内容を実施する場合は、**都道府県による栄養塩類のモニタリングを行うこと**。都道府県が行う栄養塩類のモニタリング経費は対象外とする。

(交付等の要綱 別表3 活動項目①及び④に追記 別表1※2に追記)

注1: モニタリング対象は、一般的に栄養塩類と言われるもののうち1種類以上、適切なものを選択。

注2: 原則として、活動組織ごと1カ所以上、栄養塩供給前後で2回(前1回、後1回)以上実施。

注3: モニタリング結果は自己評価表に記載又は添付。

注4: 都道府県による栄養塩類のモニタリング経費は補助対象外(別表2※に記載)

5 漁業法令違反のペナルティ追加

活動組織の構成員が過去1年以内に漁業法令違反をした場合、交付決定の取消等が可能

交付決定の取消等ができる法令に、漁業に関する法令を追加。

過去1年間に構成員が漁業に関する法令の違反に係る刑事罰又は行政処分を受けている活動組織にあつては、交付金額の減額又は交付対象外とする場合があることを追加。

（交付等要綱 第21及び別表の文言追加）

6 チェックシートの更新

チェックシート(参考様式第25号、第26号)を更新

更新前： 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

更新後： 「みどりチェック」チェックシート

参考： 農林水産省で統一的に実施。令和8年度は試行。

7 要件追加及び補助対象拡充等に伴う確認表の更新

確認表(添付様式第6号 別添3)に、活動実施の要件及び保護区水面区域における活動と一体となった保全活動に関するチェック項目を追加

追加した内容： 要綱等の運用別表2 ※1、※2、※4で追加した要件の確認欄

注： 令和8年度当初予算で活動するすべての活動組織から協議会に提出。

協議会は、チェック内容を確認。

会計検査における令和7年度の主な指摘事項

写真

- ・写真の人数と日当等の支払い人数が合わない。
- ・写真の時間と、記録の時間が異なる。
- ・不正が無いよう、写真で証拠を残すなど証明が必要。
- ・写真では位置図のどの場所で活動したかがわからないため、域名を記載すること。
- ・写真はしっかりと残しておくこと。
- ・具体的な場所を明記すること。
- ・海底清掃では、何が取れたかを写真で残すこと。
- ・活動後の集合写真を撮影すること。
- ・(モニタリングの写真について) 写っている範囲が狭いため、全体が分かる写真を撮ること。

モニタリング

- ・モニタリングの場所を書類に残すこと。
- ・(モニタリングを2回行い、1回目は活動前、2回目のモニタリング後に活動をおこなったことについて) 自己評価のモニタリングは活動後にすべき。見直すこと。

活動のPR

- ・当協議会は「ひとうみJP」の掲載がされていない。しっかりPRすること。
- ・HP上ではR4になっていた。最新のものに更新した方がよい。

効率的な執行

- ・(活動用の網等の購入に関して) 複数で比較し、適切な金額で実施した方が他に使えることが増えるのではないかと。市町もそこまでチェックすべき。
- ・(備船料に関して) 船の数を減らし、その分、人を効率的に運んだり、潜れる人を増やすなど、限られた予算と時間で効率よく活動できる方法を検討すべき。

その他(その1)

- ・交付申請日があやまっている。
- ・(交付決定前着手届未提出の協議会に対して) 交付決定日より前の支出が含まれているが、交付前着工と思われる。
- ・作業時間は支払いに影響するため、しっかりと記録を残すこと。

活動の効果、横の連携

- ・漁が忙しくなる前に、効果が出るように活動してほしい。
- ・効果が出るよう活動時期を工夫する必要がある。
- ・自己評価の点数が低すぎる。そこを自治体がどう指導していくかが大事。また、指導記録をしっかりと残しておくこと。
- ・PDCAの考えをしっかりと持って活動を行ってほしい。
- ・協議会として、それぞれの地域で行っている取組を話し合わなかったのか。横の連携がない地域の印象を受ける。
- ・他地区の好事例などあると思うので、横のつながりを意識して改善を図ること。

支払事務

- ・何をどれくらい買ったのかが分かるように一覧表にまとめるなどして管理すること。
- ・日当について、別の人で同じ印鑑を使っているのは不適切
- ・日当について、受領印がない。

役割分担表

- ・役割分担表が作成されていない。
- ・役割分担表どおりに確認されていない。

実績報告

- ・(活動組織における) 事業完了後に協議会へ提出される実施状況報告が提出されていないのに、協議会から水産庁へ実績報告書が提出され、これに基づき、交付金の額の確定を受けて、活動組織へ交付金の精算払いを行われていた。今後、事業執行においては、同様の事態とならないようご留意いただきたい。
- ・実績報告は、協議会の支出が全て終了していなければならない。

その他(その2)

- ・活動計画書に全ての活動内容が記載されていない。
- ・本事業は立て替えが必須だと思うので、対応を考えるべき。

会計検査院との協議について

以下の内容について協議中、一部は協議完了
協議完了後、事務連絡を発出予定、また講習テキスト（運営編）に反映予定

協議内容

協議中の事項

- ・活動組織から構成員等への支払の完了時期

協議完了の事項

- ・実績報告書（別記様式6号の1）3経費の配分及び負担区分備考欄※に「間接補助金の交付を完了した年月日」の記載を徹底する。
- ・地域協議会から活動組織への交付金支払（精算払）は、水産庁への実績報告書の提出前かつ3月31日までの完了が必要。
- ・地域協議会において概算払請求をより一層活用するよう検討。

水産多面的機能発揮対策情報サイト
ひとつみ.jp
 文字サイズ

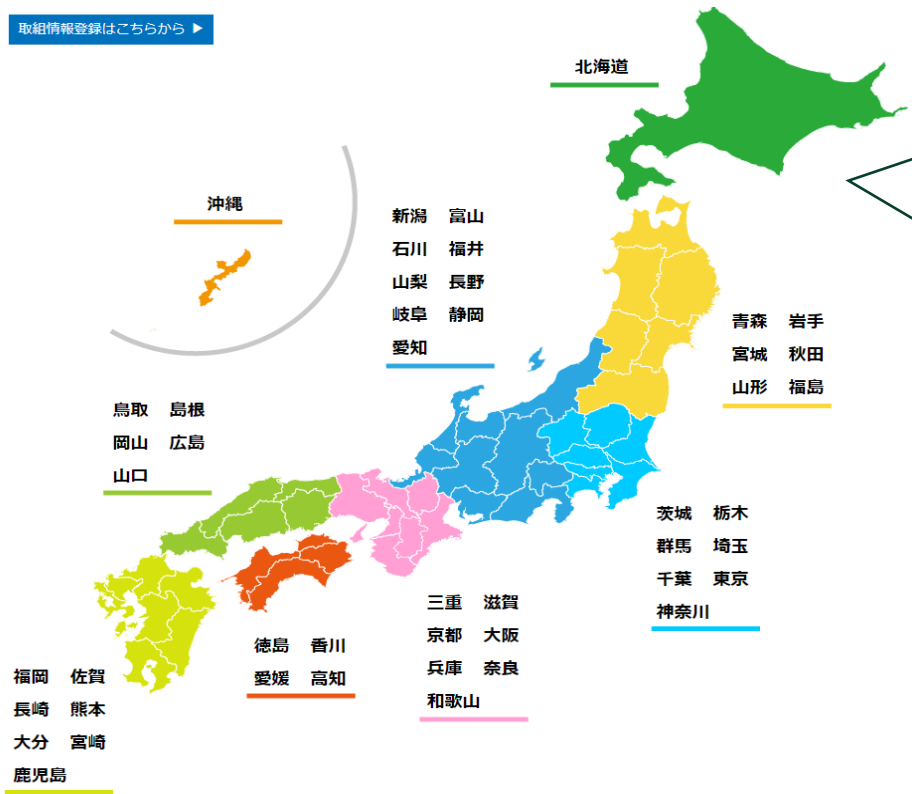
ホーム 取り組み内容の紹介 ▼ コンテンツ集 ▼ リンク集 ▼ お問い合わせ

- [ひとつみ.jp サイトトップへ](#)
 [イベント情報](#)
 [サポート情報](#)
 [全国の取組情報へもどる](#)

全国の取組情報

水産業・漁村で取り組まれる多面的機能に関する全国の取組情報を随時アップしております。都道府県名をクリックし、各地域の取組情報をのぞいてみよう！

取組情報登録はこちらから ▶



『国土数値情報（行政区画）, 国土交通省』

水産多面的機能発揮対策情報サイト「ひとつみ.jp」において、

- ・ 全国の活動組織の取組紹介
- ・ 講習会等の情報
- ・ モニタリングの手引き
- ・ 教育・学習活動の教材
- ・ **サポート専門家一覧 ← NEW**

等を掲載しています。

北海道の活動状況一覧

市町村	活動組織	活動内容						活動実績	
		環境・生態系保全			海の安全確保				
		環境の保全	干潟等の保全	サンゴ等の保全	河川・湖沼の保全	海浜清掃	漁業の持続	監視活動	海難救助訓練
小樽市	小樽東部地区水域監視活動組織							●	
小樽市	小樽西部地区水域監視活動組織							●	
小樽市	小樽海っ子倶楽部								●
余市町	余市町沿岸訓練実施部								●

美国・美しい海づくり協議会（北海道積丹町）

● 活動項目 漁場の保全

● 組織の構成 漁業者、夏しゃこたん漁協、積丹マリン、(株) 積丹観光振興公社、美国漁業利用協議会（56名）

● 地域の現状・課題

- ・ 積丹町大半は積丹半島に位置し、日本海に面している。
- ・ 当組織が活動している地域ではウニ漁業等の種別漁業が盛んに行われている。
- ・ 当地域では磯焼けが拡大しており、美人の悪いウニが増え、生産量が減少してきている。

● 活動の内容

- ・ 漁場の維持・回復を目的とし、活動を行っている。
- ・ 母体設置
母体を設置し、コンブの増殖を促す。
- ・ 養殖場等の閉鎖
跡形を残さず撤去し、コンブの増殖を促す。また、ウニ殻を混ぜた堆肥作りも行っており併せて行っている。
- ・ モニタリング
コドラート法により観測調査を行い、漁場の形成状況を把握する。

● 活動の効果

- ・ 母体設置・養殖場の除去及び保護施設の併用による漁場の回復が確認された。
- ・ ホソムコブの群落も確認され、周辺に生息するウニの増殖の向上が見られた。

※ 「全国の取組情報」に活動組織ごとの取組を掲載しています。協議会において、掲載内容をご確認の上、未掲載の活動組織には、情報登録するようご指導願います。

水産庁委託事業

資料 7

令和7年度
漁場生産力・水産多面的機能強化対策講習会
講習テキスト（運営編）

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能
強化対策事業

サポート専門家一覧（分野別）

（令和7年6月12日現在のデータで整理しております。）

データ提供
海面の活動 全国漁業協同組合連合会
内水面の活動 全国内水面漁業協同組合連合会

公益社団法人 全国豊かな海づくり推進協会

講習テキスト（運営編）「サポート専門家一覧」

藻場の他に干潟とサンゴの
専門家一覧を記載

令和7年度漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 サポート専門家一覧（藻場の保全）

No	氏名	所属機関等	現居住都道府県	サポート対応可能地域等	対応可能な専門分野（該当する項目は○）	自由記入欄（自らの得意分野や関連する活動実績など）
1	中尾 博己 ナカオ ヒロミ	現職 別海町ニシン種苗生産センター	北海道	サポート実績のある地域・県 北海道 北斗市	<input checked="" type="checkbox"/> 海藻藻場の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> アマモ場等の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の指導（講義） <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の潜水現場指導	継続対策でウニフェンスを開発・特許取得。海中林・藻場造成。潜水現役。
		略歴 業務経験等 北大水産学部卒・技術士（漁業及び増養殖） ・道水試・普及所・漁協勤務 ・特許（継続対策ウニフェンス） ・主な指導（コンブ養殖・藻場造成・潜水調査）		サポート対応が可能な地域・県 沖縄県を除く全国	<input checked="" type="checkbox"/> 活動計画の策定や改善に関する指導 <input checked="" type="checkbox"/> 海藻・海草の種苗生産等 <input checked="" type="checkbox"/> 食害生物等の利用加工 簡易なもの <input checked="" type="checkbox"/> 環境学習	
2	猪狩 忠光 イカリ タダミツ	現職 鹿児島県水産技術開発センター委託作業員	鹿児島県	サポート実績のある地域・県 長崎県	<input checked="" type="checkbox"/> 海藻藻場の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> アマモ場等の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の指導（講義） <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の潜水現場指導	これまでホンダワラ類を中心に藻場回復（造成）に携わってきましたが、その経験が各地で取り組まれている活動に役立てられればと考えています。
		略歴 業務経験等 1988年～2022年度鹿児島県勤務。内23年試験研究機関で藻場回復（造成）業務等に従事		サポート対応が可能な地域・県 対象海藻種が主にホンダワラ類であれば全国、それ以外の種であれば西日本	<input checked="" type="checkbox"/> 活動計画の策定や改善に関する指導 <input checked="" type="checkbox"/> 海藻・海草の種苗生産等 <input checked="" type="checkbox"/> 食害生物等の利用加工 <input checked="" type="checkbox"/> 環境学習	
3	南里 海児 ナナリ カイジ	現職 株式会社ベントス代表取締役	福岡県	サポート実績のある地域・県 九州全域、中国、四国、北陸、三重県、北海道	<input checked="" type="checkbox"/> 海藻藻場の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> アマモ場等の保全技術 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の指導（講義） <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング手法の潜水現場指導	通常業務は、海藻や生物調査をおこなっており、藻場と生物に関することにはある程度精通している。
		略歴 業務経験等 1993年から、藻場調査、藻場造成等に従事		サポート対応が可能な地域・県 全国	<input checked="" type="checkbox"/> 活動計画の策定や改善に関する指導 <input checked="" type="checkbox"/> 海藻・海草の種苗生産等 <input checked="" type="checkbox"/> 食害生物等の利用加工 <input checked="" type="checkbox"/> 環境学習	